

南宮中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」で、「いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行うよう徹底させる」。(文部科学省)

したがって、「強い・弱い」などの印象やこどもの様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断することがないように、いじめられた子どもの立場に立って判断することが大切である。

2 いじめ問題の基本認識

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものである」

◇いじめの様態

- ・ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外し、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、足をかけられたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする。
- ・その他（心身の負担になるようなこと）

3 いじめの未然防止

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

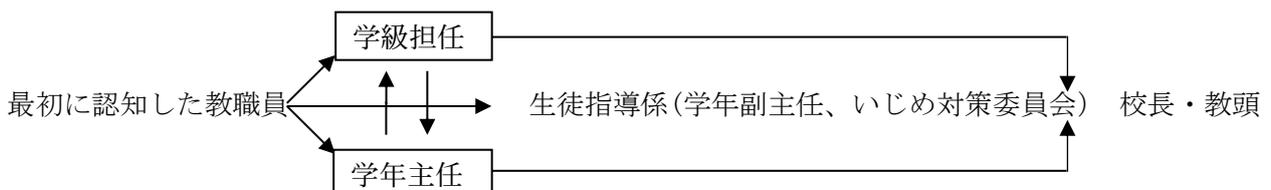
教師の人権感覚を磨く、いじめを許さない子どもを育てる教育活動の充実、早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的な取り組みや教育相談体制の充実を図っていく。

(2) 手立て

- ①学級経営の充実：子どもたちに対する教師の受容的共感的態度により、子ども一人ひとりのよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ②生徒の実態を質問紙調査や、日記、欠席・遅刻・早退の日数の活用により把握する。
- ③授業中における生徒指導の充実：「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり。
楽しい授業・わかる授業をとおして子どもたちに学び合いを保障する。
- ④思いやりや、生命・人権を大切にする道徳や学活での指導を計画的に進める。

4 いじめの発見から解決まで

(1) いじめの情報（気になる情報）のキャッチ



(2) 組織的対応

校長（教頭）、生徒指導主事、学年生徒指導係（副主任）、学年主任、担任、該当学年職員、養護教諭、スクールカウンセラー等、事案に応じて柔軟に編制する。

(3) 対応方針の決定

- ①情報の整理 いじめの様態・関係者・被害者・加害者・周囲の子どもの特徴
- ②対応方針 緊急度の確認 事情聴取や指導の際の留意点確認
- ③役割分担 被害者からの事情聴取と支援担当 加害者からの事情聴取と支援担当
周囲の生徒と全体への指導担当 保護者への対応担当 関係機関への対応担当

(4) 事実の究明と支援・指導

- 聴取は被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
 - *安心して話せるよう、話しやすい場所に配慮。
 - *複数の教員で確認しながら聴取。

(5) 被害者・加害者・周囲の保護者への指導

①いじめられた子どもへの対応

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
- ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め励ます。

②いじめた子どもへの指導

- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・不平不満等、満たされない気持ちをじっくり聞き、自分はどうすべきだったか、これからどうすべきかを内省させる。
- ・いじめは決して許されることでないことを分からせ、責任転嫁等を許さない。
- ・授業や学級活動などを通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

③目撃者・傍観者への指導

- ・いじめの事実を告げることは「チクリ」などではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・被害者が傍観者の態度をどう感じていたか考えさせ、今後どのように行動すべきか考えさせる。
- ・いじめの発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて考えさせる。

(6) 保護者との連携

①いじめられている保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に話す。
- ・対応経過をこまめに伝えると共に、保護者から子どもの様子について情報提供を受ける。

②いじめている子どもの保護者との連携

- ・事情聴取後、家庭訪問をし、事実を経過と共に伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子を伝え、指導に対する理解を求める怖い
- ・事実を認めなかったり、「うちの子は首謀者でない」など学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、子どもの成長を願う教師の信念を示し、理解を求める。